

「青森しあわせネットワーク」保証人確保支援事業実施要綱 改正の内容

(条項は改正後を記載)

1 事業名称及び要綱の名称の改正

「モデル」を取り「青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業」とする。

2 国交省「残置物の処理等に関するモデル契約条項」に合わせた改正

- (1)第5条第4項－本人死亡時に賃貸借契約等を解除できることを重ねて明記（モデル条項原文）※死亡時含め、契約解除の代理権は第8条第2項に記載済。
- (2)第8条第1項－本人等が利用継続の意思がある場合には、内容を尊重した事務処理に努める
⇒安易に契約解除しない。
- (3)第8条第6項－本人等の意思に基づいた残置物処理に努めるを⇒勝手に処分しない
- (4)第11条第1項－保証債務の弁償は、まずは本人に請求することを明記

3 休眠預金事業を実施するにあたっての改正

第2条第6項

しあわせネットワーク参加法人以外の支援を可能にする内容を追加

4 利用料の請求時期を統一するための改正（別紙）

- (1)第7条第4項－最初の年は、その年の12月31日まで
- (2)第7条第5項－最初の年にその年の12月31日までに納付が完了することが困難な場合には、納付を猶予又は免除することができる。
- (3)第7条第6項－翌年からは、その年の12月31日まで
- (4)附則－現在の利用料の対象期間を猶予するため

5 その他整理

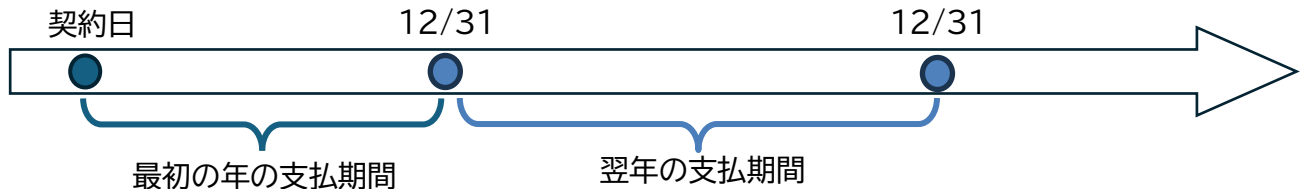
- (1)第2条第2項－実施社会福祉法人の関わりを実態に合わせて「できる」規定に修正
- (2)第4条第4項－家賃額は「上限」としているが、実態に合わせて「相当」に修正
- (3)第5条第2項－この事業の契約のほか、賃貸借契約などの必要書類に「連帯保証人」として署名して契約することがあるため。また、賃貸借契約等の契約を解除する代理権について明記するため新設。

「青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業」の利用料の考え方
(2026 年 7 月改正後)

(1) 【新たに契約する人】 (第 7 条)

契約を締結した最初の年の利用料は、契約を締結した日が属する年の 12 月 31 日までに納付を完了するものとする。

契約を締結した翌年からの利用料は、その年の 12 月 31 日までに納付を完了するものとする。

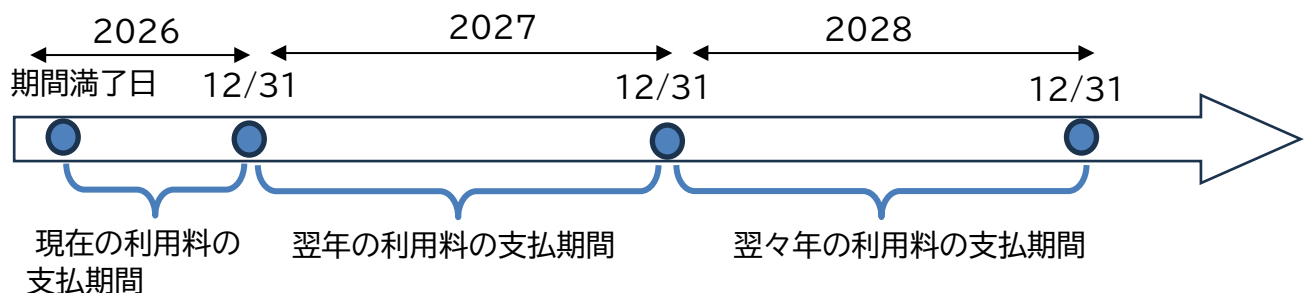


※最初の年の 12 月 31 日までに納付が完了することが困難な場合には、納付を猶予又は免除することができる。

(2) 【すでに契約している人】 (附則)

契約を締結した翌年からの利用料のうち、利用料の支払期間が残っている者については、翌年の 12 月 31 日までに支払を完了するものとする。

①現在の利用料の支払期間が 2026 年 12 月 31 日より前までの者
(2026 年 1 月 1 日以前に契約した者)



②現在の利用料の支払期間が 2026 年 12 月 31 日より後までの者
(2026 年 1 月 2 日以降に契約した者)

